

縦覧手続の実施について

次のとおりパブリックコメント手続を実施しますので、市民の意見をお寄せください。

対象案件	富良野農業振興地域整備計画書の変更について
縦覧期間	令和2年2月27日 から 令和2年3月11日 まで (14日間) (実施予告日：令和2年2月13日 市ウェブサイト)
公表場所（供覧・閲覧）	・担当窓口（農林課） ・ホームページ ・広報ふらの3月号（概要のみ）
意見提出方法	・書面（様式自由）、録音テープによる提出 ・封書、ファクシミリ、電子メール、直接提出、意見箱（公表場所に設置）への投函のいずれか ・意見提出者は、住所・氏名を記入のこと（住所・氏名の公表は行わないが、記入のない意見には回答できない場合があります）
意見提出者	① 市内に住んでいる方 ② 市内で働いている方 ③ 市内で学んでいる方 ④ 市内に事業所がある法人やその他の団体 ⑤ 市内に農地を所有している方
意見提出先（問合せ先）	経済部 農林課 郵便番号 076-8555 富良野市弥生町1番1号 電話 0167-39-2309 ファクシミリ 0167-23-2122 電子メールアドレス： nourin-ka@city.furano.hokkaido.jp
意見検討結果の公表	令和2年3月下旬 ※検討を終えたときは、意見の概要・意見に対する市の考えや案を修正したときはその内容を公表。（ただし、個別回答は行なわない）
市の原案及び関連事項 (※原案は別途添付)	(1)原案を作成した趣旨（背景や必要性、目的など） 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年7月1日法律第58号)に基づき、市町村はおおむね5年ごとに基礎調査を実施し農業振興地域整備計画を見直さなければなりません。本市の農業振興地域整備計画は、平成26年度に見直していることから、この度、農業振興地域整備計画を変更します。 (2)原案の骨子(概要) ■農業振興地域整備計画の見直しの基本的な考え方 国及び北海道の基本方針に基づき、市内の優良農地を確保するため、編入促進、除外抑制を基本に農業振興を図っていくことを明記しているほか、国勢調査、農林業センサス等の調査結果を踏まえて変更を行います。

	<p>■主な見直し項目</p> <p>① 市で確保すべき農用地等の目標面積 ⇒ 道の方針に基づき編入促進・除外抑制する旨を明記し、計画に定める今後 10 年間の「市で確保すべき農用地等目標面積＝土地利用計画」を設定しました。</p> <p>② 市で取り組んでいる農業関連対策の記載 ⇒ 国策である経営所得安定対策や中山間地域支援対策等の事業の他、市独自の担い手確保・育成の取組み等を明記しました。</p> <p>③ 農用地利用計画の変更 ⇒ 高規格道路の供用開始に伴う変更等、農用地利用計画を変更しました。</p> <p>④ 整備計画の項目と基礎調査の結果との整合性の確認 ⇒ 国勢調査等の結果をもとに整備計画の各項目を変更し整合を図りました。</p> <p>(3)市民への影響(検討の争点等) 本計画に基づき、市内優良農地を確保するため、農地を農地以外の用途への変更については抑制させて頂きますので、引き続き、市民の皆様のご理解とご協力をお願いします。</p> <p>(4)その他(法令根拠、自治体の類似事例など) 法令根拠 農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年七月一日法律第五十八号)</p>
<p>対象となる市の仕事の原案</p>	<p>富良野農業振興地域整備計画書(案) (PDFファイル)</p> <p>付図は添付省略させて頂きますので、各閲覧場所にてご確認願います。</p>
<p>その他必要事項</p>	<p>(1) 原案検討経過 ・北海道上川総合振興局と事前協議 ・農業委員会、JA ぶらの、森林組合、土地改良区へ意見聴取</p> <p>(2) 縦覧後の今後のスケジュール 3月下旬 北海道(上川総合振興局)との本協議 3月下旬 公表</p>

<input type="checkbox"/> 広報紙3月号への掲載
<input type="checkbox"/> 市のホームページへの掲載(掲載日 2月27日)
<input type="checkbox"/> 行政情報コーナー・各支所への供覧・配布(2月27日)